

山口県警察における交通安全施設の管理に関する訓令

平成18年3月17日

本部訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、山口県公安委員会が設置する交通安全施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通安全施設 信号機、道路標識、道路標示、パーキング・チケット発給設備及び交通管制端末装置をいう。
- (2) 信号機 法第2条第1項第14号に規定する信号機をいう。
- (3) 道路標識 法第2条第1項第15号に規定する道路標識をいう。
- (4) 道路標示 法第2条第1項第16号に規定する道路標示をいう。
- (5) パーキング・チケット発給設備 法第49条第1項に規定するパーキング・チケット発給設備をいう。
- (6) 交通管制端末装置 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の7第1項第3号に規定する交通情報板、路側通信設備、光ビーコンその他の交通情報提供施設及び交通管制用テレビカメラ並びにこれらに付随する機器をいう。

(管理責任者)

第3条 警察本部及び警察署に管理責任者を置く。

- 2 警察本部(交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)を除く。次条第2項において同じ。)における管理責任者(以下「本部管理責任者」という。)は交通部交通規制課長を、警察署における管理責任者は警察署長を、高速隊における管理責任者は隊長をもって充てる。
- 3 本部管理責任者は、県内における交通安全施設の管理に係る事務を総括する。
- 4 警察署及び高速隊(以下「警察署等」という。)における管理責任者(以下「警察署等管理責任者」という。)は、警察署等の管轄区域内(高速隊にあっては、別に定める区間。以下同じ。)における交通安全施設の管理に係る事務を掌理する。

(取扱責任者)

第4条 警察本部及び警察署に取扱責任者を置く。

- 2 警察本部における取扱責任者(以下「本部取扱責任者」という。)は交通部交通安全施設管理官及び交通部交通管制官を、警察署における取扱責任者は交通官又は交通課長(地域・交通課長を含む。)を、高速隊における取扱責任者は副隊長をもって充てる。

3 本部取扱責任者は、本部管理責任者を補佐し、県内における交通安全施設の管理に係る事務を処理する。

4 警察署等における取扱責任者（以下「警察署等取扱責任者」という。）は、警察署等管理責任者を補佐し、警察署等の管轄区域内における交通安全施設の管理に係る事務を処理する。

（通常点検）

第5条 警察署等管理責任者は、部下職員（警察署等取扱責任者を含む。以下同じ。）に対し、日常の警察活動を通じて、交通安全施設の設置状況及び運用状況を把握させ、故障、損傷その他交通安全施設の異常（以下「障害」という。）の有無を確認させるものとする。

2 警察署等管理責任者は、前項の規定により交通安全施設の障害を認知したときは、速やかにその旨を本部管理責任者に報告しなければならない。

（特別点検）

第6条 警察署等管理責任者は、災害その他特別な事情により、交通安全施設に障害が発生し、又は発生することが予想されるときは、部下職員に対し、障害の状況を把握させ、又は想定させるなどの特別な措置を講ずるものとする。

2 警察署等管理責任者は、前項の規定により交通安全施設の障害を認知したときは、速やかにその旨を本部管理責任者に報告しなければならない。

（修理等）

第7条 警察署等管理責任者は、交通安全施設の障害を認知したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）部下職員に対し、当該障害が発生した現場における交通の安全と円滑の確保を指示する。

（2）部下職員に対し、当該交通安全施設の障害の状況を確認させる。

（3）前号の確認の結果、当該交通安全施設について修理（障害が生じた部位を修復することをいう。以下同じ。）の必要があると認められるときは、速やかにその旨を本部管理責任者に報告する。

2 警察署等管理責任者は、故意又は過失により交通安全施設に障害を生じさせた者に対し、修理に係る必要な手続の教示、示談交渉、損害賠償請求その他の当該交通安全施設の保守に必要な事務を処理するものとする。

（保守業者）

第8条 管理責任者は、交通安全施設の保守に当たり、常に保守業者（交通安全施設の保守に係る業務を委託している業者をいう。以下同じ。）と相互に連携を図るものとする。

2 管理責任者は、委託している業務を確実に履行させるため、保守業務を指導し、及び監督するものとする。

（改造）

第9条 本部管理責任者は、交通安全施設の点検、交通に関する調査、交通事故分析等の結果に基づき、常に交通安全施設の改造（構造又は機能に変更を

加えることをいう。)の必要性に配慮し、交通安全施設の効用が十分に発揮されるよう努めなければならない。

(通報体制の確立)

第10条 警察職員は、第5条及び第6条に定めるもののほか、交通安全施設の障害を認知したときは、速やかにその旨を管理責任者又は取扱責任者に通報するよう努めなければならない。

2 警察署等管理責任者は、警察署等の管轄区域内に設置する交通安全施設の付近の住民、道路管理者等に対し、交通安全施設の障害を認知したときは、その旨を通報してもらうなど、必要な協力を依頼するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。